

V 諸規程

- 学位規程
- 履修規程
- 学都仙台単位互換ネットワークに関する取扱規程
- 公認欠席規程
- 納付金規程
- 除籍規程
- 学生表彰規程
- 学生懲戒規程
- 図書館利用規程
- ハラスメントの防止等に関する規程

仙台青葉学院短期大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）学則第36条第2項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。

(授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位を授与すべきものと認めたる者には、卒業証書・学位記を授与する。

(専攻分野の付記)

第5条 学位に付記する専攻分野の名称は、次の通りとする。

学科	専攻分野の名称
看護学科	看護学
ビジネスキャリア学科	ビジネスキャリア学
リハビリテーション学科	
理学療法学専攻 昼間主コース	理学療法学
理学療法学専攻 夜間主コース	理学療法学
作業療法学専攻	作業療法学
こども学科	こども学
歯科衛生学科	歯科衛生学

(学位の名称)

第6条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「仙台青葉学院短期大学」と付記する。

(学位授与の取消)

第7条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、運営協議会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(卒業証書・学位記)

第8条 卒業証書・学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、理事会が決定する。

V 諸規程

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

仙台青葉学院短期大学 履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第22条第4項及び第24条第2項の規定により、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 各授業科目の単位数及び必修・選択の別等は、別表第一のとおりとする。

(履修の登録)

第3条 履修科目は、前期及び後期の所定の期日までに履修の手引きに基づき登録を行わなければならない。

- 2 所定の期日までに登録を行わない場合は、当該学期の修学の意味がないものとみなす。
- 3 登録を行わなかった履修科目は履修することができない。
- 4 履修登録確定後の変更は認めない。

(履修登録の制限)

第4条 次の各号に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- (1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 同一時限の重複する授業科目

(試験)

第5条 試験は、定期試験、随時試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。
- 3 随時試験は、規定の授業回数終了後、定期試験の期間以外に行う。
- 4 前1項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、学習成果物による試験又は論文試験により行う。
- 5 次の各号に該当する学生は、試験を受験することができない。
 - (1) 当該授業科目の履修登録をしていない場合
 - (2) 当該授業科目の一般欠席時間数が総時間数の3分の1を超える場合
 - (3) 当該授業科目の一般欠席時間数と公認欠席時間数を合計した時間数が、総時間数の2分の1を超える場合ただし、こども学科の保育士資格及び教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）取得に関する授業科目については、当該授業科目の一般欠席時間数と公認欠席時間数を合計した時間数が、総時間数の3分の1を超える場合

(成績評価等)

第6条 学生の成績は、シラバス等にあらかじめ示された当該授業科目の評価方法によって、評価するもの

V 諸規程

とする。

2 成績評価は、次のとおりとし、秀(AA)、優(A)、良(B)及び可(C)は合格とし、不可(D)、評価不能(E)を不合格とする。

秀 (AA)・・・ 90点以上

優 (A)・・・ 80点以上90点未満

良 (B)・・・ 70点以上80点未満

可 (C)・・・ 60点以上70点未満

不可 (D)・・・ 60点未満

評価不能 (E)・・・ 当該授業科目の出席時間数が総時間数の3分の2に満たない者、受験放棄した者

3 成績は、学生及び保証人（保護者等）へ成績通知表をもって通知する。

(追試験)

第7条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として行わない。ただし、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験することができなかった学生に対しては、その願い出を教務委員会及び担当教員が認めた場合に限り行うことがある。

2 前項の規定により、追試験の受験を希望する学生は、所定の期日までに追試験願を提出しなければならない。この場合、次の各号のいずれかの欠席事由により、信憑書類（履修について参照）を添付しなければならない。

(1) 傷病の場合

(2) 忌引きの場合

(3) その他

3 実施日時は、担当教員が定める。

4 追試験は、当該受験許可が与えられた学生に対し、1回のみ実施する。

5 追試験における点数は、原則として定期試験に準ずる。ただし、看護学科及びこども学科の専門教育分野については、取得した点数の8割を上限とする。

(再試験)

第8条 試験（前条に規定する追試験を含む。）の成績が不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は、原則として行わない。ただし、その願い出を教務委員会及び担当教員が認めた場合に限り行うことがある。

2 当該受験許可が与えられた学生は、所定の期日までに1科目あたり2,000円の受験料とともに再試験願を提出しなければならない。

3 実施日時は、担当教員が定める。

4 再試験は、当該受験許可が与えられた学生に対し、原則として1回のみ実施する。

5 再試験の評価は、取得した点数にかかわらず60点（可(C)）を上限とする。

(不正行為)

第9条 試験において不正行為を行った学生に対しては、学則第42条により懲戒するほか、当該試験期間中の受験済み授業科目の評価をすべて不可(D)とする。

(卒業)

第10条 学則第34条の定めのとおり、卒業するためには、修業年限以上在学し、別表第一に掲げる単位数を修得しなければならない。

2 前項の規定において、必要単位数を修得できない学生の卒業は延期される。ただし、次年度前期において卒業に必要な単位を修得した学生は、学年末を待たず前期末（9月）の卒業を認める。

第2章 看護学科

(授業科目等)

第11条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 人間総合教育分野 必修11単位を含む15単位以上
- (2) 専門教育分野 必修85単位

(実習の履修要件)

第12条 実習科目を履修する学生は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 「基礎看護学実習Ⅱ」を履修する学生は、「看護倫理」、「基礎看護学実習Ⅰ」、「看護学原論」、「看護過程論演習」、「生活行動援助技術論Ⅰ」及び「生活行動援助技術論Ⅱ」の単位を修得していること。
- (2) 領域別実習科目を履修する学生は、2年次までのすべての必修科目の単位を修得していること。ただし、「小児看護学実習」については、この限りではない。
- (3) 「統合実習」を履修する学生は、すべての領域別実習科目の単位を修得していること。

(進級及び仮進級)

第13条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、1年次から2年次への進級に限り、1年次に配当されている必修科目の試験において、不合格となった授業科目が2科目以内の学生は、2年次に仮進級することができる。ただし、出席時間数が総時間数の3分の2に満たない授業科目及び実習科目は適用しない。
- 3 仮進級が適用された授業科目は、2年次で受験する試験に合格すれば進級となる。試験が不合格の場合は、2年次に留まる。なお、当該授業科目への出席は課さない。

(留年)

第14条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得できなかった場合は、留年となる。ただし、前条第2項が適用された場合はその限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、学則第6条第1項ただし書の規定により、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

V 諸規程

第3章 ビジネスキャリア学科

(授業科目等)

第15条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 人間総合教育分野 必修4単位を含む13単位以上
- (2) 基礎分野 必修30単位
- (3) 専門教育分野 10単位以上
- (4) 演習分野 必修9単位

(実務士の資格取得)

第16条 一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する「ビジネス実務士」の資格取得には、当該資格に関する必修科目の単位を修得しなければならない。

第4章 リハビリテーション学科

(授業科目等)

第17条 理学療法学専攻 昼間主コースは、第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 人間総合教育分野 必修11単位を含む14単位以上
- (2) 専門教育分野 必修84単位を含む85単位以上

2 理学療法学専攻 夜間主コースは、第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 人間総合教育分野 必修14単位
- (2) 専門教育分野 必修83単位を含む84単位以上

3 作業療法学専攻は、第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 人間総合教育分野 必修11単位を含む14単位以上
- (2) 専門教育分野 必修84単位を含む85単位以上

(臨床実習の履修要件)

第18条 原則として、各実習区分の臨床実習開始前に行われる必修科目試験にすべて合格していることを履修要件とする。ただし、「臨床実習Ⅰ（臨床体験）」については、この限りではない。

(進級)

第19条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

(留年)

第20条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得できなかった場合は、留年となる。

2 前項の規定にかかわらず、学則第6条第1項ただし書の規定により、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第5章 こども学科

(授業科目等)

第21条 第2条に規定する授業科目の単位を、必修42単位及び選択20単位以上修得し、かつ、次のとおり修得しなければならない。

(1) 人間総合教育分野	8単位以上
(2) 専門教育分野	
基礎科目	6単位以上
基礎技能科目	2単位以上
教育及び保育の本質	4単位以上
基礎理解科目	4単位以上
保育の対象理解	4単位以上
教育及び保育の内容・方法	16単位以上
ゼミナール	4単位

(実習の履修要件)

第22条 実習科目を履修する学生は、所定の科目の単位を修得していなければならない。なお、所定の要件については別に定める。

(保育士資格の取得)

第23条 保育士資格を取得しようとする学生は、第10条及び前条の要件を満たすほか、別表第二に定める保育士資格に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(教育職員免許状の取得)

第24条 教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）を取得しようとする学生は、第10条及び第21条の要件を満たすほか、別表第三に定める幼稚園教諭免許状取得に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第6章 歯科衛生学科

(授業科目等)

第25条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得し、かつ選択科目を7単位以上修得しなければならない。

- (1) 人間総合教育分野 必修10単位
- (2) 専門教育分野 必修82単位

(臨地実習の履修要件)

第26条 実習科目を履修する学生は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 「臨地実習Ⅱ（臨床応用）」を履修する学生は、1年次のすべての必修科目の単位を修得していること。
- (2) 「臨地実習Ⅲ（臨床総合）」を履修する学生は、2年次のすべての必修科目の単位を修得していること。

V 諸規程

(進級)

第27条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

(留年)

第28条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得できなかった場合は、留年となる。

2 前項の規定にかかわらず、学則第6条第1項ただし書の規定により、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第7条 改正

(改正)

第29条 この規程の改正は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の変更については、平成23年4月1日から施行する。

2 第11条の変更については、平成23年度入学生から適用し、在校生については、なお従前のおりとする。

附 則

1 この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第15条の規定は、平成23年度入学者から適用し、それ以前に入学した者については、なお従前のおりとする。

3 この規程の変更に伴い、試験規程、追試験および再試験実施細則を廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第一、第15条及び第16条の規定については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第20条第2項の規定については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

履修規程別表第一
(看護学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態				
		必修	選択	自由	講義	演習	実習		
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語Ⅰ(総合)	1			○			
		英語Ⅱ(看護英語)		1		○			
		英語Ⅲ(日常医療英会話)		1		○			
		コミュニケーション演習	1				○		
		言語表現法	1			○			
	自然科学	情報処理論	1			○			
		生物学	1			○			
		地球と環境	1			○			
	健康と科学	生命科学と倫理	1			○			
		レクリエーション論		1		○			
		健康スポーツ科学		1		○			
	人間と文化	生活科学	1			○			
		教育学		1		○			
		地域文化と経済		1		○			
	現代社会と生活	心理学	1			○			
		人間関係論	1			○			
		ホスピタリティ論	1			○			
		家族論		1		○			
		社会学		1		○			
社会保障論			1		○				
人間総合教育分野 計		11	9			—			
専門教育分野	専門支持科目	医療概論	1			○			
		人体構造と機能Ⅰ(筋骨格系と機能)	1			○			
		人体構造と機能Ⅱ(器官系と機能)	2			○			
		生化学	1			○			
		微生物学	2			○			
		看護薬理学	2			○			
		病理学	1			○			
		成人老年病態治療学Ⅰ(呼吸器, 循環器, 消化器)	1			○			
		成人老年病態治療学Ⅱ(運動と脳神経)	1			○			
		成人老年病態治療学Ⅲ(内分泌, 生殖器, 感覚器)	1			○			
		小児病態治療学	1			○			
		母性病態治療学	1			○			
		精神病態治療学	1			○			
		リハビリテーション論	1			○			
		保健行動学	1			○			
		公衆衛生学	1			○			
		保健医療福祉サービス論	1			○			
看護関係法規	1			○					
専門支持科目 計		21				—			
専門教育分野	基礎看護学	看護学原論	2			○			
		看護倫理	1			○			
		臨床看護総論	1			○			
		生活行動援助技術論Ⅰ(生活行動看護)	1			○			
		生活行動援助技術論Ⅱ(生活行動看護演習)	2				○		
		診療援助技術論Ⅰ(診療援助看護)	1			○			
		診療援助技術論Ⅱ(診療援助看護演習)	2				○		
		看護過程論演習	1				○		
		基礎看護学実習Ⅰ(看護の基本的理解)	1				○		
		基礎看護学実習Ⅱ(看護過程の展開による看護の理解)	2				○		
		小計		14				—	
		専門展開科目	領域別看護学	成人看護学原論	2			○	
				成人看護学援助論Ⅰ(慢性期)	2				○
				成人看護学援助論Ⅱ(急性期)	2				○
	成人看護学実習Ⅰ(慢性期)			3				○	
	成人看護学実習Ⅱ(急性期)			3				○	
	老年看護学原論			2			○		
	老年看護学援助論			2				○	
	老年看護学実習Ⅰ(施設看護)			1				○	
	老年看護学実習Ⅱ(病院看護)			2				○	
	小児看護学原論			2			○		
	小児看護学援助論			2				○	
	小児看護学実習			2				○	
	母性看護学原論			2			○		
	母性看護学援助論			2				○	
	母性看護学実習			2				○	
	精神看護学原論			2			○		
	精神看護学援助論			2				○	
	精神看護学実習			2				○	
	在宅看護学原論			2			○		
	在宅看護学援助論	2				○			
	在宅看護学実習	2				○			
	小計		43				—		
	専門展開科目 計		57				—		
	専門統合科目	看護管理論	1			○			
		統合演習	2				○		
		統合実習	3				○		
看護研究		1				○			
専門統合科目 計		7				—			
総計		96	9			—			

V 諸規程

履修規程別表第一 (ビジネスキャリア学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実習	
人間総合教育分野	コミュニケーション論	1			○			
	英語	2			○			
	言語とコミュニケーション	英会話		2			○	
		TOEIC		2		○		
		中国語		2		○		
		フランス語		2		○		
		生物学		1		○		
	自然科学	地球と環境		1		○		
		生命科学と倫理		1		○		
	健康と科学	医学概論		2		○		
		レクリエーション論		1		○		
		スポーツ実技		2				○
		教育学		1		○		
	人間と文化	国際文化論		1		○		
		英米の文化		2		○		
		地域文化と経済		1		○		
		心理学		1		○		
	現代社会と生活	人間関係論	1			○		
		ホスピタリティ論		1		○		
		社会学		1		○		
社会保障論			1		○			
医療保障論			2		○			
現代社会とこころの健康			2		○			
人間総合教育分野 計		4	29				—	
基礎分野	日本語表現法	2			○			
	プレゼンテーション論	2			○			
	ベーシック・スキル系	情報処理基礎演習	2				○	
		情報処理応用演習	2				○	
		ビジネス基礎演習	2				○	
		計算実務	2			○		
		パーソナリティと個性	2			○		
		ビジネスマナー	2			○		
	ベーシック・スキル系 計	16					—	
	ベーシック・ビジネス系	経済学	2			○		
		会計学	2			○		
		経営学	2			○		
		現代企業論	2			○		
		ビジネス実務総論	2			○		
		ビジネス法務入門	2			○		
		税金入門	2			○		
ベーシック・ビジネス系 計		14					—	
専門教育分野	ビジネス文書実務		2		○			
	秘書実務		2			○		
	総務・経理のしごと		2		○			
	金融のしくみ		2		○			
	ビジネス心理		2		○			
	基礎簿記		2		○			
	上級簿記		2		○			
	簿記演習Ⅰ		2			○		
	簿記演習Ⅱ		2			○		
	原価計算		2		○			
	医事管理論		2		○			
	医療事務入門		2		○			
	医療事務演習		2			○		
	レセコン演習		2			○		
	診療報酬請求論		2		○			
	マーケティング		2		○			
	広告論		2		○			
	流通論		2		○			
	販売管理		2		○			
	観光概論		2		○			
	観光事業論		2		○			
	旅行ビジネス実務		2		○			
	ホテルビジネス実務		2		○			
	国際観光論		2		○			
展開科目 計		48				—		
演習分野	インターンシップ		1				○	
	基礎ゼミ	1				○		
	基礎キャリア形成ゼミ	1				○		
	数理基礎Ⅰ	1				○		
	数理基礎Ⅱ	1				○		
	実践キャリア形成ゼミⅠ	1				○		
	実践キャリア形成ゼミⅡ	1				○		
	実践キャリア形成ゼミⅢ		1				○	
	総合演習Ⅰ	1				○		
	総合演習Ⅱ	1				○		
総合演習Ⅲ	1				○			
演習分野 計	9	2				—		
総計		43	79			—		

履修規程別表第一

(リハビリテーション学科 理学療法専攻 昼間主コース)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実習
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語	1			○	
		コミュニケーション演習	1				○
		言語表現法		1		○	
		情報科学		1		○	
	自然科学	生物学	1			○	
		物理学	1			○	
	健康と科学	保健体育	2				○
		健康スポーツ科学	1			○	
	人間と文化	生活科学		1		○	
		教育学概論		1		○	
	現代社会と生活	心理学概論	1			○	
		統計学	1			○	
		ホスピタリティ論		1		○	
		社会福祉概論	1			○	
人間の発達		1			○		
	地域ボランティア		1			○	
人間総合教育分野 計		11	6			—	
専門支持科目	解剖学概論	2			○		
	解剖学各論	1			○		
	生理学概論	2			○		
	生理学各論	1				○	
	運動学概論	2			○		
	運動学各論	1			○		
	バイオメカニズム	1			○		
	小児科学と発達	2			○		
	病理学	1			○		
	臨床心理学	1			○		
	医学概論	1			○		
	老年学	1			○		
	内科学総論	1			○		
	内科学各論	2			○		
	整形外科学	2			○		
	精神医学	2			○		
	公衆衛生学	1			○		
	リハビリテーション論	2			○		
	医療関連法規	1			○		
専門支持科目 計		27				—	
専門教育分野	基礎理学療法学	理学療法学概論	1			○	
		基礎理学療法学Ⅰ (病院組織とシステム)	1			○	
		基礎理学療法学Ⅱ (臨床コミュニケーション)	1			○	
		基礎理学療法学Ⅲ (職業倫理)	1			○	
		理学療法研究法	1			○	
		病態運動学Ⅰ (基礎)	1			○	
		病態運動学Ⅱ (応用)	1			○	
		臨床実習Ⅰ (臨床体験)	1				○
		理学療法演習Ⅰ (臨床医学分野)		1			○
		理学療法演習Ⅱ (専門分野)		1			○
		小計	8	2			—
	専門展開科目	理学療法評価学概論	1			○	
		理学療法評価学Ⅰ (基本評価)	2			○	
		理学療法評価学Ⅱ (臨床評価)	2			○	
		理学療法評価学演習	1				○
		臨床評価実習セミナー	1				○
		臨床実習Ⅱ (臨床評価)	5				○
		運動療法学概論	2			○	
		脳血管障害の運動療法	2			○	
筋骨格系の運動療法		2				○	
高齢者の運動療法		1			○		
小児発達系の運動療法		1			○		
内部障害の運動療法		1			○		
外科系の運動療法		1			○		
神経筋疾患の運動療法		1			○		
理学療法治療学演習Ⅰ (基本技術)		1				○	
理学療法治療学演習Ⅱ (総合)		1				○	
物理療法学		2				○	
義肢装具学		2				○	
日常生活活動学概論	2			○			
疾患別日常生活活動学	1			○			
地域理学療法学概論	1			○			
地域理学療法学各論	1			○			
地域理学療法学実践	1			○			
生活環境論	1			○			
臨床総合実習セミナー	1				○		
臨床実習Ⅲ (臨床総合前期)	6				○		
臨床実習Ⅳ (臨床総合後期)	6				○		
小計	49				—		
専門展開科目 計		57	2			—	
総計		95	8			—	

V 諸規程

履修規程別表第一

(リハビリテーション学科 理学療法専攻 夜間主コース)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実習
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語	1			○	
		コミュニケーション演習	1				○
		言語表現法	1			○	
		情報科学	1			○	
	自然科学	生物学	1			○	
		物理学	1			○	
	健康と科学	保健体育	2				○
		健康スポーツ科学	1			○	
	人間と文化	倫理学	1			○	
		教育学概論	1			○	
	現代社会と生活	心理学概論	1			○	
		統計学	1			○	
		社会福祉概論	1			○	
		人間総合教育分野 計	14				—
専門支持科目	解剖学概論	2			○		
	解剖学各論	1			○		
	生理学概論	2			○		
	生理学各論	1				○	
	運動学概論	2			○		
	運動学各論	1			○		
	バイオメカニズム	1			○		
	小児科学と発達	2			○		
	病理学	1			○		
	臨床心理学	1			○		
	医学概論	1			○		
	老年学	1			○		
	内科学総論	2			○		
	内科学各論	2			○		
	整形外科	2			○		
	精神医学	2			○		
	リハビリテーション論	2			○		
	医療関連法規	1			○		
	専門支持科目 計	27				—	
専門教育分野	基礎理学療法学	理学療法概論	1			○	
		基礎理学療法学Ⅰ(病院組織とシステム)	1			○	
		基礎理学療法学Ⅱ(臨床コミュニケーション)	2			○	
		理学療法研究法	1			○	
		病態運動学Ⅰ(基礎)	1			○	
		病態運動学Ⅱ(応用)	1			○	
		臨床実習Ⅰ(臨床体験)	1				○
		理学療法演習Ⅰ(臨床医学分野)		1			○
		理学療法演習Ⅱ(専門分野)		1			○
		小計	8	2			—
	専門展開科目	理学療法評価学概論	1			○	
		理学療法評価学Ⅰ(基本評価)	1			○	
		理学療法評価学Ⅱ(臨床評価)	2			○	
		理学療法評価学演習	1				○
		臨床評価実習セミナー	1				○
		臨床実習Ⅱ(臨床評価)	5				○
		運動療法概論	1			○	
		脳血管障害の運動療法	2			○	
		筋骨格系の運動療法	2				○
		高齢者の運動療法	1			○	
		小児発達系の運動療法	1			○	
		内部障害の運動療法	1			○	
		外科系の運動療法	1			○	
		神経筋疾患の運動療法	1			○	
		理学療法治療学演習Ⅰ(基本技術)	1				○
		理学療法治療学演習Ⅱ(総合)	2				○
		物理療法概論	1				○
		物理療法各論	1				○
		義肢装具学	2				○
		日常生活活動学概論	2			○	
		疾患別日常生活活動学	1			○	
		地域理学療法概論	1			○	
		地域理学療法各論	1			○	
地域理学療法実践	1			○			
生活環境論	1			○			
臨床総合実習セミナー	1				○		
臨床実習Ⅲ(臨床総合前期)	6				○		
臨床実習Ⅳ(臨床総合後期)	6				○		
小計	48				—		
専門展開科目 計	56	2			—		
総計	97	2			—		

履修規程別表第一

(リハビリテーション学科 作業療法学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実習	
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語	1			○		
		コミュニケーション演習	1				○	
		言語表現法		1		○		
		情報科学		1		○		
	自然科学	生物学	1			○		
		物理学	1			○		
	健康と科学	保健体育	2				○	
		健康スポーツ科学	1			○		
	人間と文化	生活科学		1		○		
		教育学概論		1		○		
	現代社会と生活	心理学概論	1			○		
		統計学	1			○		
		ホスピタリティ論		1		○		
		社会福祉概論	1			○		
		人間の発達	1			○		
		地域ボランティア		1				○
人間総合教育分野 計		11	6			—		
専門支持科目	解剖学概論	2			○			
	解剖学各論	1			○			
	生理学概論	2			○			
	生理学各論	1				○		
	運動学概論	2			○			
	運動学各論	1			○			
	バイオメカニズム	1			○			
	小児科学と発達	2			○			
	病理学	1			○			
	臨床心理学	1			○			
	医学概論	1			○			
	老年学	1			○			
	内科学総論	1			○			
	内科学各論	2			○			
	整形外科	2			○			
	精神医学	2			○			
	公衆衛生学	1			○			
	リハビリテーション論	2			○			
	医療関連法規	1			○			
専門支持科目 計		27				—		
専門教育分野	基礎作業療法学	作業療法学概論	1			○		
		作業療法の倫理管理	1			○		
		基礎作業学Ⅰ (概論)	2			○		
		基礎作業学Ⅱ (作業療法の理論)	1			○		
		作業療法研究法	1			○		
		臨床実習Ⅰ (臨床体験)	1				○	
		作業療法演習Ⅰ (臨床医学分野)		1			○	
		作業療法演習Ⅱ (専門分野)		1			○	
		小計		7	2			—
		専門展開科目	領域別作業療法学	作業療法評価学概論	2			○
	作業療法評価学Ⅰ (基本評価)			2			○	
	作業療法評価学Ⅱ (臨床評価)			2			○	
	作業療法評価学演習			1				○
	臨床評価実習セミナー			1				○
	臨床実習Ⅱ (臨床評価)			5				○
	身体障害作業治療学概論			1			○	
	身体障害作業治療学Ⅰ (中枢神経系)			1			○	
	身体障害作業治療学Ⅱ (内科・外科系)			2			○	
	精神障害作業治療学概論			1			○	
	精神障害作業治療学各論			2			○	
	発達障害作業治療学概論			1			○	
	発達障害作業治療学各論			2			○	
	老年期作業治療学概論			1			○	
	老年期作業治療学各論			2			○	
	高次神経障害作業治療学			1			○	
	日常生活活動学概論			1			○	
	日常生活活動学各論			1			○	
	義肢装具学			1			○	
	福祉関連機器			1			○	
	作業療法治療学演習			2				○
	地域作業療法学概論			2			○	
	地域作業療法学各論			1			○	
	地域作業療法学実践			1			○	
	臨床総合実習セミナー			1				○
	臨床実習Ⅲ (臨床総合前期)			6				○
	臨床実習Ⅳ (臨床総合後期)			6				○
	小計		50				—	
専門展開科目 計		57	2			—		
総計		95	8			—		

V 諸規程

履修規程別表第一 (こども学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実習
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語	2			○	
		コミュニケーション論		1		○	
		日本語表現法		2		○	
		情報処理	2				○
	健康と科学	体育基礎	1			○	
		体育実技	1				○
		生命科学と倫理		1		○	
	人間と文化	生活科学		1		○	
		国際文化論		1		○	
		地域文化と経済		1		○	
	現代社会と生活	心理学		1		○	
		ホスピタリティ論		1		○	
		日本国憲法	2			○	
		社会保障論		1		○	
人間総合教育分野 計		8	10			—	
専門教育分野	基礎科目	国語	2			○	
		音楽	2			○	
		算数		2		○	
		小児体育	2			○	
	基礎科目 計		6	2			—
	基礎技能科目	音楽表現Ⅰ		1			○
		音楽表現Ⅱ		1			○
		造形表現		1			○
		言語表現		1			○
		身体表現		1			○
	基礎技能科目 計			5			—
	教育及び保育の本質	教職論	2			○	
		保育原理	2			○	
		社会福祉		2		○	
社会的養護			2		○		
児童家庭福祉			2		○		
相談援助			1			○	
教育及び保育の本質 計		4	7			—	
基礎理解科目	教育原理	2			○		
	教育制度論		2		○		
	発達心理学	2			○		
	教育心理学		1			○	
基礎理解科目 計		4	3			—	
保育の対象理解	子どもの保健Ⅰ		4		○		
	子どもの保健Ⅱ		1			○	
	子どもの食と栄養		2			○	
	家庭支援論		2		○		
保育の対象理解 計			9			—	
教育及び保育の内容・方法	カリキュラム論	2			○		
	子ども理解の理論と方法	2			○		
	保育内容総論	1				○	
	保育内容(健康)	1				○	
	保育内容(人間関係)	1				○	
	保育内容(環境)	1				○	
	保育内容(言葉)	1				○	
	保育内容(表現)	1				○	
	障害児保育		2			○	
	乳児保育		2			○	
	教育相談	2				○	
	教育方法論	2				○	
	社会的養護内容		1			○	
	保育指導法	2				○	
保育相談支援		1			○		
教育及び保育の内容・方法 計		16	6			—	
演習科目	保育・教職実践演習(幼稚園)		2			○	
演習科目 計			2			—	
実習	保育実習Ⅰ(保育所)		2			○	
	保育実習Ⅰ(施設)		2			○	
	保育実習指導Ⅰ		2			○	
	保育実習Ⅱ		2			○	
	保育実習指導Ⅱ		1			○	
	保育実習Ⅲ		2			○	
	保育実習指導Ⅲ		1			○	
	教育実習Ⅰ		1			○	
	教育実習Ⅱ		3			○	
教育実習指導		1			○		
実習 計			17			—	
ゼミナール	基礎演習Ⅰ	2				○	
	基礎演習Ⅱ	2				○	
ゼミナール 計		4				—	
総計		42	61			—	

履修規程別表第一
(歯科衛生学科)

科目区分		授業科目の名称	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実習
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英会話Ⅰ(基礎)	2				○	
		英会話Ⅱ(日常医療英会話)		1			○	
		手話		1			○	
		情報処理Ⅰ(基礎)	2				○	
		情報処理Ⅱ(応用)		1			○	
	自然科学	生命の科学	1			○		
		化学	1			○		
	健康と科学	保健体育		1				○
	人間と文化	生活文化論	1			○		
	現代社会と生活	心理学		1		○		
		人間関係論	1			○		
		ビジネスマナー論	1			○		
		ビジネスマナー演習	1				○	
	人間総合教育分野 計			10	5			—
専門支持科目	人体の構造と機能Ⅰ(解剖)	2			○			
	人体の構造と機能Ⅱ(生理)	1			○			
	人体の構造と機能Ⅲ(組織発生)	1			○			
	歯・口腔の構造と機能Ⅰ(口腔解剖)	2			○			
	歯・口腔の構造と機能Ⅱ(口腔生理)	2			○			
	歯・口腔の構造と機能Ⅲ(歯牙解剖)	1			○			
	病理学	1			○			
	微生物学	1			○			
	薬理学	1			○			
	栄養学	1			○			
	生化学	1			○			
	臨床医学	1			○			
	衛生学・公衆衛生学	1			○			
	口腔衛生学	2			○			
	地域福祉・保健統計	2			○			
	衛生行政・社会保障	1			○			
	社会福祉論	1			○			
専門支持科目 計			22				—	
専門教育分野	専門展開科目	歯科衛生士概論	2			○		
		歯内療法	1			○		
		保存修復	1			○		
		歯周療法学	2			○		
		歯科補綴学	1			○		
		口腔外科学	1			○		
		歯科矯正学	1			○		
		発達歯科学	1			○		
		高齢者口腔保健学	1			○		
		障害者口腔保健学	1			○		
		歯科放射線学	1			○		
		歯科予防処置演習Ⅰ(基礎知識・基本技術)	2				○	
		歯科予防処置演習Ⅱ(臨床前期)	1				○	
		歯科予防処置演習Ⅲ(臨床後期)	2				○	
		歯科予防処置演習Ⅳ(臨床総合)	1				○	
		歯科予防処置演習Ⅴ(臨床評価)	2				○	
		保健指導論	2			○		
		保健指導演習Ⅰ(臨床基礎)	2				○	
		保健指導演習Ⅱ(臨床応用)	1				○	
		保健指導演習Ⅲ(臨床総合)	1				○	
	口腔リハビリテーション論	1			○			
	歯科診療補助法	1						
	歯科診療補助演習Ⅰ(基礎知識・基本技術)	2				○		
	歯科診療補助演習Ⅱ(臨床技術)	2				○		
	歯科診療補助演習Ⅲ(臨床総合)	1				○		
	感染予防法	1			○			
	臨床検査法	1			○			
	救急法・救急蘇生法	1			○			
	介護技術の基礎	1			○			
	歯科衛生研究法Ⅰ(臨床歯科)	1			○			
	歯科衛生研究法Ⅱ(歯科衛生主要3科)	1			○			
	医療事務(歯科)		1				○	
	周期在宅口腔ケア演習		1				○	
	審美歯科演習		1				○	
	摂食・嚥下リハビリテーション演習		1				○	
	臨地実習Ⅰ(臨床基礎)	4					○	
	臨地実習Ⅱ(臨床応用)	8					○	
	臨地実習Ⅲ(臨床総合)	8					○	
	専門展開科目 計			60	4			—
	総計			92	9			—

V 諸規程

履修規程別表第二

厚生労働省告示による科目				こども学科 開設			保育士資格 取得時の履修方法	
系列	教科目	授業 形態	単位数	教科目	授業 形態	単位数		
教養科目	外国語	演習	2以上	英語	演習	2	全て履修する	
	体育	講義	1	体育基礎	講義	1		
	体育	実技	1	体育実技	実技	1		
	その他			6以上	日本語表現法	講義		2
					日本国憲法	講義		2
	情報処理	演習	2					
	教養科目	計	10以上	教養科目	計	10		
保育の本質・目的 に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	全て履修する	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		
	児童家庭福祉	講義	2	児童家庭福祉	講義	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		
	相談援助	演習	1	相談援助	演習	1		
	社会的養護	講義	2	社会的養護	講義	2		
	保育者論	講義	2	教職論	講義	2		
		計	13		計	13		
保育の対象の理解 に関する科目	保育の心理学Ⅰ	講義	2	発達心理学	講義	2	全て履修する	
	保育の心理学Ⅱ	演習	1	教育心理学	演習	1		
	子どもの保健Ⅰ	講義	4	子どもの保健Ⅰ	講義	4		
	子どもの保健Ⅱ	演習	1	子どもの保健Ⅱ	演習	1		
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		
	家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2		
		計	12		計	12		
保育の内容・方法 に関する科目	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	全て履修する	
	保育内容演習	演習	5	保育内容(健康)	演習	1		
				保育内容(人間関係)	演習	1		
				保育内容(環境)	演習	1		
				保育内容(言葉)	演習	1		
	保育内容(表現)	演習	1					
	乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	2		
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		
社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容	演習	1			
保育課程論	講義	2	カリキュラム論	講義	2			
保育相談支援	演習	1	保育相談支援	演習	1			
		計	14		計	14		
保育の表現技術	保育の表現技術	演習	4	音楽表現Ⅰ	演習	1	全て履修する	
				造形表現	演習	1		
				身体表現	演習	1		
				言語表現	演習	1		
		計	4		計	4		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2	全て履修する	
	保育実習Ⅰ	実習	2	保育実習Ⅰ(施設)	実習	2		
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2		
		計	6		計	6		
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	履修する	
	必修科目	計	51	必修科目	計	51		
選択必修科目	保育に関する科目 (上記の系列に より科目設定)		15以上	音楽	講義	2	保育実習Ⅱと 保育実習指導Ⅱ又は 保育実習Ⅲと 保育実習指導Ⅲを 含む9単位以上 選択して履修する	
				心理学	講義	1		
				小児体育	講義	2		
				音楽表現Ⅱ	演習	1		
				国語	講義	2		
				子ども理解の理論と方法	講義	2		
				教育方法論	演習	2		
				教育相談	演習	2		
	保育指導法	演習	2					
	保育実習Ⅱ 又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2		
保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	実習	2			
保育実習指導Ⅱ 又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1			
保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習	1			
	選択必修科目	計	18以上	選択必修科目	計	22	9単位以上 履修する	
	保育士79単位	合計	79以上	保育士	合計	83		

履修規程別表第三

法令上の規定			こども学科開設		単位数	幼稚園教諭二種免許状取得時の履修方法						
法令による規定科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	単位数	教科目	必修		選択						
教育職員免許法施行規則第66条の6で特に必要なものとして定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	2							
	体育	2	体育基礎	1	1							
			体育実技	1	1							
	外国語コミュニケーション	2	英語	2	2							
	情報機器の操作	2	情報処理	2	2							
計		8	計	8	8	—						
教育職員免許法施行規則第2条による教科に関する科目	小学校の教科に関する科目	国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち1以上の科目	音楽	2	2							
			算数	2		2						
			小児体育	2	2							
			国語	2	2							
計		4	計	8	6	2						
第1欄 教育職員免許法施行規則第6条による教職に関する科目	第2欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2	2						
							第3欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	4	教育原理	2	2
										発達心理学	2	2
	教育心理学	1	1									
	教育制度論	2	2									
	第4欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	12	カリキュラム論	2	2						
				保育内容総論	1	1						
				保育内容(健康)	1	1						
				保育内容(人間関係)	1	1						
				保育内容(環境)	1	1						
				保育内容(言葉)	1	1						
				保育内容(表現)	1	1						
保育指導法	2	2										
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	子ども理解の理論と方法	2	2							
			教育相談	2	2							
第5欄 教育実習		5	教育実習Ⅰ	1	1							
			教育実習Ⅱ	3	3							
			教育実習指導	1	1							
第6欄 教職実践演習		2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	2							
計		27	計	32	32	—						

仙台青葉学院短期大学 学都仙台単位互換ネットワークに関する取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学都仙台コンソーシアムによる単位互換ネットワークを円滑に機能させるため、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という）において必要な事項を定める。

第2章 受入

(単位互換学生の呼称)

第2条 本学が受入れる学生は、「単位互換学生（特別聴講学生）」と称する。

(履修期間)

第3条 履修期間は1年以内とし、単位互換学生（特別聴講学生）が履修する授業科目の開講学期の間とする。

(単位互換科目の指定)

第4条 単位互換科目として提供する授業科目は、本学が指定した科目とし、本学と学都仙台単位互換ネットワークにおいて公表する。

(受入学生数)

第5条 本学において開講する単位互換科目に受入れる学生数は若干名とし、当該授業科目の担当教員の判断に委ねる。

(履修手続き及び成績評価)

第6条 本学において開講する単位互換科目の履修手続き及び成績評価に関しては、本学の諸規程に基づき実施する。

第3章 派遣

(単位互換学生の範囲)

第7条 本学から派遣する単位互換学生（特別聴講学生）は、本学に在籍する正規学生とする。

(履修開始年次)

第8条 単位互換学生（特別聴講学生）として履修を開始できる年次は、前期開講科目にあつては2年次以上、後期開講科目にあつては1年次以上とする。

(修得できる単位数)

第9条 本学から派遣する単位互換学生（特別聴講学生）が履修登録して修得できる単位互換科目の単位数は、

年度毎に8単位以内、当該学生の在学期間を通じて24単位以内とする。

(成績の評価)

第10条 本学から派遣した単位互換学生（特別聴講学生）が他大学等において履修した授業科目の成績評価は、教務委員会の議を経て、「認定」とする。

(単位の取扱い)

第11条 本学から派遣した単位互換学生（特別聴講学生）が他大学等において修得した単位の取扱いは、各学科において定める。

第4章 放送大学との単位互換

(受入)

第12条 本学が放送大学より受入れる単位互換学生（特別聴講学生）は、全科履修生に限るものとし、その授業料については、本学が別に定めるところにより徴収する。

(派遣)

第13条 本学から放送大学に派遣する単位互換学生（特別聴講学生）の授業料については、放送大学の定めるところによる。

第5章 雑則

(業務の所管)

第14条 学都仙台単位互換ネットワークに係る業務の所管は、本学事務局とする。

(改正)

第15条 この規程の改正は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月25日から施行する。

仙台青葉学院短期大学 公認欠席規程

(目的)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の公認欠席（以下「公欠」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「公欠」とは、次条の各号のいずれかに該当する事由によって、授業を欠席しても欠席とみなさないことをいう。

(公欠事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学長に願い出て許可を得ることにより、公欠とすることができる。

- (1) 学生団体（課外活動）が加盟している連盟などが主催する公式行事に参加するとき
- (2) 配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母、曾祖父母、おじ、おばが死亡したとき
- (3) 就職活動を行うとき
- (4) 学校保健安全法に定められた感染症（別表第一）の治療を受けるとき
- (5) 罹災したとき
- (6) 公共交通機関が遅れたとき
- (7) その他、学長が特に必要と認めたとき

(期間)

第4条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合

開催日

- (2) 前条第2号の場合

ア. 配偶者、子、父母の死亡	7日
イ. 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の死亡	3日
ウ. 曾祖父母、おじ、おばの死亡	1日

- (3) 前条第3号の場合

必要とする日、または期間

- (4) 前条第4号の場合

医師の診断書による期間

- (5) 前条第5号の場合

学長が認めた期間

- (6) 前条第6号の場合

当該授業時間帯

- (7) 前条第7号の場合

そのつど決定

2 前項第1号から第3号および第7号の場合で、遠隔地に赴く必要があるときは、規定の日数に実際に要する往復の日数を加算することができる。ただし、事前の願い出が認められた場合に限る。

3 前1項第2号の場合は、起算日は死去日とする。原則として葬儀日は認める。ただし、公欠期間の総日数を超えない範囲で葬儀日を認める。

(願い出)

第5条 公欠の取扱いを受けようとする者は、事前に「公欠願」を事務室に提出しなければならない。なお、事後の場合は、出校後ただちに提出しなければならない。

(信憑書類)

第6条 前条に規定する「公欠願」には、その理由を証明する次の信憑書類を添付しなければならない。

(1) 第3条第1号の場合

開催案内

(2) 第3条第2号の場合

会葬礼状など、事実を証明するもの

(3) 第3条第3号の場合

本学所定用紙による就職活動先企業等の証明（本学所定の「活動報告書」）

(4) 第3条第4号の場合

医師の診断書

(5) 第3条第5号の場合

公的機関が発行した罹災（被災）証明書

(6) 第3条第6号の場合

当該交通機関が発行した遅延証明書など

(7) 第3条第7号の場合

学長が必要と認める書類

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月26日から施行する。

V 諸規程

別表第一 学校感染症による出席停止

第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）	
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	

第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※	

※その他の感染症

学内での流行を防ぐため、第三種の感染症として措置をとることができる疾患をいう。その他の感染症に該当し出席停止措置の必要については、審議の上、保健委員長が判断する。

- ・溶連菌感染症
- ・ウイルス性肝炎
- ・伝染症紅斑
- ・手足口病
- ・ヘルパンギーナ
- ・マイコプラズマ肺炎
- ・感染性胃腸炎

仙台青葉学院短期大学 納付金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、納付金に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で納付金とは、入学金、授業料、校友会費のことをいう。納付金は、特段の定めがない限り、学則第37条に定める金額とする。

(納付方法)

第3条 納付金の納付は、原則として郵便自動払込とする。

2 入学金は指定期日までに納付しなければならない。納付しない場合は入学する権利を失うものとする。

3 授業料は、前期及び後期の2期に分けて納付するものとし、それぞれの期における額は年額の2分の1とする。その納付期限日は次のとおりとする。

前期 前年度の3月末日（入学生は4月末日）

後期 8月末日

4 校友会費は、前期授業料の納付時に納付するものとする。

5 前3項及び前4項の規定にかかわらず、入学手続き時に納付金分納制度の手続を行った者については、別途指定する方法にて納付するものとする。

(滞納)

第4条 授業料を指定期日までに納付しない者に対しては、進級、卒業、休学及び退学を認めない。

2 授業料を指定期日までに納付しない者に対して、督促状を最大2回送付する。それでもなお、指定期日までに納入しない場合には、学則第18条第3号の規定により、教授会の議を経て除籍するものとする。

3 督促状により授業料を納付しようとする者は、授業料と共に、延滞手数料を納付しなければならない。

4 延滞手数料は、次のとおりとする。

第1回目の督促による納入 4,000円

指定期日から2ヶ月目の5日までに第1回目の督促状を通知

第2回目の督促による納入 8,000円

指定期日から3ヶ月目の5日までに第2回目の督促状を通知

(休学時の取り扱い)

第5条 休学が認められた場合は、授業料年額の12分の1に、休学開始日の属する月の翌月（休学開始日が月の初日の場合はその月）から復学日の属する月の前月までの月数の2分の1を乗じた額（千円未満、切り上げ）を免除するものとする。

2 休学中の場合でも、授業料の納付期限日は第3条第3項を適用するが、前項により免除された授業料は、復学後に精算するものとする。ただし、休学後に退学する場合は、前項の規定の適用は行わない。

(留年時の取り扱い)

第6条 留年時の授業料年額は、年額の2分の1と、標準修業年限の授業料総額の2分の1に、当該年次の未修得単位数を卒業要件単位数で除した数を乗じた額（千円未満、切り上げ）を合計した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前期末（9月）の卒業が認められた場合の授業料年額は、年額の4分の1と、標準修業年限の授業料総額の2分の1に、当該年次の未修得単位数を卒業要件単位数で除した数を乗じた額（千円未満、切り上げ）を合計した額とする。

(退学時の取り扱い)

第7条 未経過期の授業料については、全額返還する。

2 期途中の退学については、当該期分の授業料は返還しない。

3 期途中の退学については、当該期分の授業料を全額納付しなければならない。

4 授業料以外の納付金については、当該期分の全額を納付するものとする。

5 本条の規程に関わらず納付額については、個々の事情を勘案し、決定することもあり得る。

(長期履修学生の取り扱い)

第8条 学則第31条に掲げる長期履修学生の授業料年額は、標準修業年限に相当する授業料総額にその10分の2を乗じた額を加えた額を長期履修期間の年数で除した額（千円未満、切り上げ）とする。

2 納付方法については、第3条の規定を適用する。ただし、同条第5項の規定は適用しない。

(科目等履修生の取り扱い)

第9条 学則第32条に掲げる科目等履修生の1単位あたりの聴講料は、標準修業年限の授業料総額の2分の1を卒業要件単位数で除した額（千円未満、切り上げ）とする。

2 納付方法については、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長の承認を得て、法人本部にて行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、納付金に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日から施行する。これに伴い、授業料等に関する規則及び授業料等の納付方法及び免除に関する規定は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月20日から施行する。

V 諸規程

仙台青葉学院短期大学 除籍規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第18条に規定する学生の除籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍日)

第2条 除籍日は、学則第18条各号に掲げる事由の区分に応じ、次の通り定めるものとする。

事由	除籍日
第1号 第6条に定める在学期間を超えた者	在学期間の満了日
第2号 第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者	休学期間の満了日
第3号 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	本学納付金規程に定める指定期日
第4号 長期間にわたり行方不明の者	学長が定める日

(除籍予告通知)

第3条 学長は、学生が前条に該当するおそれがあると認めるときは、概ね1ヶ月前までに、学生及び学生の保証人（保護者等）に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。

2 前項の通知は、学則第18条各号に掲げる事由の区分に応じ、次の各号に定める様式に基づき行うものとする。

- (1) 第18条第1号、第2号、第4号 様式第1号
- (2) 第18条第3号 様式第2号

(教授会等の審議)

第4条 学科長は、前条の通知後速やかに、当該学生の除籍について教授会に諮り、その結果を学長に報告するものとする。

(除籍の決定)

第5条 学長は、前条の報告を受けたときは、除籍を決定し、学生及び学生の保証人（保護者等）に対し、除籍の通知をするものとする。

2 前項の通知は、様式第3号に基づき行うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

仙台青葉学院短期大学 学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第41条に規定する学生の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は団体について行う。

- (1) 学業又は研究活動において、特に顕著な成績・業績をあげた者
- (2) 課外活動において、特に顕著な成果をあげた者
- (3) ボランティア活動等の社会活動において、特に顕著な功績をあげた者
- (4) その他前各号と同等以上の功績等により、表彰に値すると認められる者

(推薦)

第3条 学科長等は、前条各号のいずれかに該当すると認める者を、別紙様式により学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の規定による推薦に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行うものとする。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の公表)

第6条 前条の規定により表彰される者については、学内掲示等により公表するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、その都度定める日に行う。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月22日から施行する。

V 諸規程

仙台青葉学院短期大学 学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第42条に規定する学生の懲戒について、必要事項を定めるものとする。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 出校を禁止すること。期間は6月以下の有期又は無期とする。
- (3) 退学 退学させること。

(状況報告)

第3条 教職員は、学生に学則第42条に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）があったときは、速やかに当該学生が所属する学科長に報告するものとする。

(自宅待機の措置)

第4条 前条の報告を受けた学科長は、必要に応じ当該学生に自宅待機の措置を講ずることができる。

2 教育的観点から特に必要があると認められるときは、自宅待機期間の全部又は一部を停学期間に参入することができる。

(事実関係の調査)

第5条 学科長は、懲戒対象行為に係る事実関係及び懲戒処分の必要性等について調査を行うものとする。

2 試験における不正行為については、前項の規定にかかわらず、教務委員会及び事務局において調査を行い、その結果を学科長に報告するものとする。

(教授会等の審議)

第6条 学科長は、前条の調査が完了したときは、速やかに教授会に諮り、その結果を学長に報告するものとする。

(処分の決定)

第7条 学長は、前条の報告を受けたときは、懲戒処分を決定し、懲戒処分通知書により当該学生及び学生の保証人（保護者等）に通知するものとする。

2 懲戒処分については、処分内容（学生氏名を除く。）を学内に公示するものとする。

(停学中の指導)

第8条 各学科においては、停学中の学生に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにするものとする。

3 停学中の履修登録については、これを認めるものとする。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月22日から施行する。

V 諸規程

仙台青葉学院短期大学 図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）学則第43条第2項の規定に基づき、本学に設置する図書館の利用並びに所蔵する図書およびその他の関係資料（以下「図書等」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生
- (2) 本学教職員
- (3) その他図書館長が許可した者（以下「学外者」という。）

2 前項第1号及び第2号は、学校法人北杜学園が設置する専門学校の学生及び教職員（法人本部含む。）を含む。

(開館時間)

第3条 各キャンパスの開館時間は、別に定める。

(開・休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び祝日
- (2) 図書等の整理日
- (3) 本学の指定する休業日

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に開館日及び休館日を定めることができる。

(利用証等の携帯)

第5条 利用者は、図書館の利用に際しては、次条に定める図書館利用証または利用者であることを確認できる学生証、教職員証その他の証明書（以下「利用証等」という。）を携帯しなければならない。

2 利用者は、図書館の職員（以下「館員」という。）から利用証等の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(図書館利用証の発行)

第6条 図書館は、利用者から申請があった場合は、所定の手続きにより、図書館利用証を発行する。

2 利用者は、図書館利用証を他人に譲渡、または貸与してはならない。

3 利用者は、図書館利用証を紛失、または破損したときは、すみやかに届出なければならない。

4 利用証の紛失の届出を怠ったことにより事故が生じたときは、当該図書館利用証の名義人がその責任を負うものとする。

(館内閲覧)

第7条 利用者は、図書等を図書館内の所定の閲覧席において閲覧するものとする。ただし、閲覧に機器・

設備が必要となる図書等は、所定の機器・設備を利用して閲覧するものとする。

(館外貸出)

第8条 利用者が、館外貸出を受けようとするときは、貸出を希望する図書等に、利用証等を添えて、図書館職員（以下「館員」という。）に申し出なければならない。

2 館外貸出の冊数及び期間は、次のとおりとする。ただし、図書館長は、期間内であっても必要に応じてこれを返却させることができる。

- (1) 学生 5冊 14日間
- (2) 教職員 10冊 1ヶ月間
- (3) 学外者 2冊 10日間

3 他キャンパス図書館所蔵の図書等は、所定の手続きにより、館外貸出を受けることができる。

4 利用希望の図書等が貸出中のときは、所定の手続きにより、予約することができる。

5 前2項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、貸出冊数及び期間について、特別に定めることができる。

(貸出禁止の図書等)

第9条 次に掲げる図書等は、館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 定期刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他図書館長が特に指定した図書等

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が貸出を許可した場合は、当該図書等の貸出を受けることができる。

(返却)

第10条 利用者は、館外貸出を受けた図書等を貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる場合には、貸出を受けた図書等を直ちに返却しなければならない。

- (1) 利用者の資格を失ったとき
- (2) 特別な事由により、期日までに返却できないことが明らかなきとき
- (3) 図書館長が特に必要と認めるとき

3 貸出期間を経過し、かつ督促をしても返却しない利用者には、図書館の利用及び貸出を許可しないものとする。

(貸出図書等の転貸の禁止)

第11条 貸出しを受けた利用者は、当該図書等を他人に転貸してはならない。

(貴重図書の閲覧)

第12条 貴重図書は、所定の手続きにより、館内の指定された場所で、これを閲覧することができる。

(複写)

第13条 利用者は、教育、研究及び学習上の必要があるときは、著作権法に定められた範囲で、図書等の複

V 諸規程

写を図書館に申し込むことができる。ただし、図書館長が不適當を認めた図書等は複写することができない。

2 複写に関し必要な事項は、別に定める。

(相互利用)

第14条 図書館は、利用者が他の図書館等の所蔵する図書等の利用（以下「相互利用」という。）を希望するときは、その図書等の利用または複写の依頼を行う。

2 相互利用に係る費用については、利用者が負担する。

3 利用者は、他の図書館等を利用する場合、当該図書館等が定める事項を順守しなければならない。

4 図書館は、他大学等から図書等の利用の申し出があったときは、本学の教育・研究活動に支障のない範囲において、これに応じることができる。

(弁償責任)

第15条 利用者は、図書等を紛失、破損または汚損した場合もしくは施設、機器及び設備に損害を与えた場合には、その損害を弁償しなければならない。

2 前項の場合において生じた損害については、利用者が現物または損害に相当する金額をもって弁償しなければならない。

3 利用者は、図書等もしくは施設、機器及び設備の破損または汚損を発見したときは、直ちに館員に届出なければならない。

(遵守事項)

第16条 利用者は、図書館利用にあたって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること

(2) 他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと

(3) 館員の指示に従うこと

(利用の停止または禁止)

第17条 図書館長は、この規程を順守しない者に対して、図書館の利用の一部を一定期間停止、または入館を禁止するなどの処置を講じることができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、図書館長が定める。

(改廃)

第19条 この規程は、図書委員会の議を経て、運営協議会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。これに伴い、図書館管理規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

ハラスメントの防止等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の教職員及び学生等の教育、研究若しくは医療又は就労若しくは就学における環境等を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

(4) その他のハラスメント

- ・複数のハラスメントから構成される場合
- ・継続的關係において行われる相手を不快にさせる不適切な言動の場合

(5) ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の就学上の環境が害されること又はハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上の又は学生等が就学上の不利益を受けること。

第2章 管理体制

(大学の責務)

第3条 本学は、教職員及び学生等に対し、ハラスメントの防止等に関し、必要な研修等を実施し、及びパンフレットの配布、ポスターの掲示等により啓発活動を行う。

2 本学は、ハラスメントの防止等について審議するために、ハラスメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(監督者の責務)

第4条 学長および事務局長（以下「監督者」という。）は、当該監督する教職員又は学生等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

V 諸規程

- (1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。
- (2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(教職員及び学生等の責務)

第5条 教職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 教職員及び学生等は、ハラスメントの防止に協力し、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合にはその調査等に協力しなければならない。

第3章 相談体制等

(相談等への対応)

第6条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、全学の相談窓口をハラスメント委員会に置く。

- 2 相談員は、全学の教職員のうちから学長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まれなければならない。

(相談の流れ 別紙参照)

第7条 ハラスメントの申し立てを別紙のフローチャートに基づき1.相談 2.調停 3. 調査のいずれかの方法で処理する。

相談：相談を受けた教職員は本人の承諾をとって、相談内容を「相談記録用紙」（様式1）に記入の上、ハラスメント委員会に報告する。

調停：相談者が調停を要求した場合、相談員はハラスメント委員会に報告した上で加害者とされる相手からも事情を聞き調停に入る。

調査：相談者は「ハラスメント調査申し立て書」（様式2）を記入の上、ハラスメント調査申し立てを行うことができる。調査申し立てを受けたハラスメント委員会はその旨を学長に報告し、学長は直ちにハラスメント調査委員会を発足させ迅速にその調査にあたる。ハラスメント調査委員会は公平な調査を行い、その結果を学長に報告する。報告を受けた学長は必要に応じて当該教職員・学生に対し処分を行う。

(相談体制等の周知)

第8条 本学は、相談員の氏名、相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。

(相談員の責務等)

第9条 相談員は、相談等を受けたときは、当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、及び当該教職員又は学生等（以下「相談者」という。）に対し、必要な指導又は助言を行う。

- 2 相談員は、当該相談等の内容に応じて、監督者へ事実関係等の調査並びに委員会へ調停案の策定を依頼することができる。
- 3 相談員は、当該相談等を受けたハラスメントの内容等が深刻で、かつ、相談者に対する緊急の保護措置が必要と認めるときは、監督者に対し、緊急の保護措置を講じることを求めることができる。

(秘密の保持等)

第10条 相談員，監督者並びに委員会の委員等は，相談等に係る対応に当たっては，当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに，知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 学長，監督者その他の教職員は，相談等，相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに起因する問題への対処等に関し，相当な対応をした教職員及び学生等に対し，そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この規程は，平成21年11月1日から施行する。